

令和4年 第6回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年6月30日(木) 15時 から 17時13分
2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A
3. 出席委員 11名
会長職務代理 1番 島田 謹介
2番 蒔田 義仁
3番 前田 哲也
4番 伴野 善清
5番 野々瀬 浩司
6番 岸本 昌延
7番 大柿 誠
8番 安藤 有一
9番 栗本 豊美
10番 伊藤 伸也
11番 藤田 尚広
4. 欠席委員 会長 12番 小足 幸久
5. 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について
 - 第3 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について
 - 第4 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
 - 第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について
 - 第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
 - 第9 議案第5号 農地の現況証明願いについて(農委処分)
 - 第10 議案第6号 農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について
 - 第11 その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 熊谷 俊輔
係長 宮原 健太
主事 武田 翔太

開会

事務局長	只今から農業委員会の方を始めたいと思います。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会第6回通算723回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は5番目となります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ありがとうございます。ご着席ください。
事務局長	それでは、本日小足会長が諸事情により総会を欠席されています。東神楽町農業委員会会議規則第8条により島田会長代理が、会長の職務を代理します。それでは、島田会長代理からご挨拶いただきます。

あいさつ

島田代理	はい。それでは、東神楽町農業委員会第6回通算723回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶させていただきます。まず、みなさんにおかれましては先日、3日間20日、21日、22日と視察研修お疲れさまでした。あの研修を通じて、みなさんそれぞれの考え、それぞれの気持ちはあったと思いますけれど、僕もあの研修を見まして農業に関係のあるところないところありましたけれど、一番感じたのは今、私たち農業者を取り巻く状況は非常に厳しい状況で、なかなかポジティブな考えを持つことができない状態になってきていて、なかなかネガティブな考えしか浮かばない、将来が少し見えづらくなってるところではありましたが、あの3箇所それぞれ皆さんが起業をしながら手探りの状態で、成功しているところを見たところで、これから環境はよくないところもありますけれどもネガティブなことは考えず、ポジティブに物事を考えて少しでも前に進みながらやっていきたいなと僕は感じました。みなさんもそれぞれ、これから農業をやりながら色々な状況になっていくかもしれませんけれど、頑張っって一緒にやってくればと私は思います。本当に簡単ではございますけれど、今日は会長がいないということで、私が進行させていただきますけれど、何分不慣れなものでみなさんの協力をいただきながら、スムーズに進行させていただきたいと思いますのでみなさんよろしく願います。
------	---

会議録署名委員の指名について

島田代理	それでは議事に移ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は6番岸本委員、7番大柿委員、よろしく願います。
------	---

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。報告第1号。令和4年5月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。5月31日・6月1日、東京で開催されました全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修に島田代理に出席いただきました。6月3日、農畜産物加工場運営委員会に小足会長が出席しております。6月9日、あっせん委員会が行われまして、小足会長、島田代理、伴野農地部長、藤田委員が出席しております。同日、3条申請及び現況証明願

	に係る現地確認を小足会長、島田代理、伴野農地部長、野々瀬委員、藤田委員立ち合いのもと行っております。6月15日、小足会長に東神楽町議会第2回定例会へ参加いただいております。こちらに記載ございませんが、6月20日～22日、先ほど代理からもお話しありましたが2泊3日農業委員会道内視察研修を行いました。残念ながら2名の委員さんが出席できませんでしたが、10名の委員にご参加いただきました。大変お疲れさまでした。以上です。
--	--

【議案】農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について

島田代理	はい。ありがとうございます。続きまして日程第3報告第2号農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。それでは報告いたします。受付番号1。〇〇、代表取締役は〇〇さん。土地の所在につきましては、みなさんご承知のとおり昨年度も農地パトロール時に立ち寄らせていただいたところであります。菌床椎茸を作付されております。特段、利用状況に問題はございません。以上です。
島田代理	はい。ありがとうございます。定期的な報告ですので、報告にとどめさせていただきます。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

島田代理	続きまして日程第4報告第3号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、同じく事務局よりお願いいたします。
宮原係長	はい。今回は、受付番号16〇〇、受付番号17〇〇、受付番号18〇〇、受付番号19〇〇、受付番号20〇〇の5件から報告があがっております。それぞれ4ページから7ページにわたって報告内容を記載させていただいております。委員の皆さまにおかれましては、事前配付時にご確認されておられることと思います。この場ではですね。変更点のみご報告させていただきたいと思います。5ページをご覧ください。受付番号17〇〇の構成員であります、〇〇取締役ですが法人報告提出後にお亡くなりになっております。以上5件につきまして、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、記載内容のとおり農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
島田代理	はい。こちらも定期的な報告ですので、報告にとどめさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

島田代理	引き続き日程第5議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。
武田主事	それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回3件あがっております。2番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積21,429㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和4年6月1日。土地の引渡日が6月29日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由といたしましては、賃借契約の整理ため解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年1月1日から令和7年11月30日の強化法の賃貸の解約となっております。こちら後ほど出てくることとなりますが、昨年度の国営工事に係るところになっておりまして、国営で圃場が新しくなりまして借りる地番が増えたものですから、一度既存の契約を解約して新規で賃貸をするというものになっています。

島田代理	続きますして番号3番なんですけれども、会議規則15条により〇〇委員の退室を求めます。
武田主事	続きますして3番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積22,451.37㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日が6月1日。土地の引渡日については、6月29日となっております。こちらも合意解約で解約の事由が賃貸契約の整理のためとなっております。当初契約期間、令和元年12月1日から令和4年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらも先程と同じ国営工事に係る案件となっております。
島田代理	続きますして番号4番。
武田主事	最後になりまして番号4番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積45,249㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、6月1日。引渡日については、令和4年6月29日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、同じく賃貸契約の整理ためです。当初契約期間、令和2年1月1日から令和7年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらも2件同様の国営工事に係る案件となっております。以上です。
島田代理	はい。以上3件ですが、こちらは農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認されましたので、適法と判断いたしまして決定いたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

島田代理	続きますして日程第6議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
武田主事	はい。それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、3件とも所有権移転の案件となっております。まず番号1番です。譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が4,670.74㎡。借主の経営状況につきましては214,469.42㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名となっております。対価につきましては934,000円で、申請理由といたしましては〇〇さんが体調不良のため申請地を譲りたいということになっております。こちらは、農振農用地区域外にある農地となりますのであつせんの方かけられなかった案件となっております。以上です。
島田代理	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	只今、事務局の説明があつたとおりでございます。この度、〇〇さんから連絡がありまして高齢のため、〇〇さんに畑を賃貸したいという相談がありまして、そうこうしているうちに〇〇さんがご病気をされ入院されて、今後の不安もありまして売買したいということで今回の3条案件となっております。〇〇さんにおかれましては、〇〇歳で安定した経営をされていますので問題ないかとは思いますが慎重・審議をよろしくをお願いします。
島田代理	はい。担当委員からの説明が終わりました。みなさまの方からご意見、ご質問ありますか。
島田代理	はい。無ければ決定いたします。
島田代理	続きますして番号2。
武田主事	はい。続きますして番号2番です。こちらも所有権移転になりまして、譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか14筆。総面積が52,136.54㎡。借主の経営状況につきましては318,859.08㎡を耕作しておりまして、労力総数が2名となっております。対価につきましては4,745,520円で、申請理由といたしましては今

	般、申請地を譲渡したいということになっております。地番図でいうと5ページになっております。以上です。
島田代理	はい。担当藤田委員。
藤田委員	こちらの土地なんですけど、〇〇さんご高齢でございまして、実際いま〇〇の住所書いているんですが、〇〇の娘さんのところに住んでらっしゃると。で、いま現在ですね。全ての土地を牧草、委託作業でやってもらっているということでございまして、今年から牧草の方の値段が下がったということで持っているだけでも赤字になるので、何とか手放したいんだということで〇〇の〇〇さんに買っていただきたいということだったので、話したところ〇〇さんの方でいいよという形になりました。本当はもう少し高くやりたかったんですけど、安くてもいいから何とかしてくれという感じで、反当でいうとだいたい120,000円ということで3条申請あげさせていただきます。〇〇さんの経営も問題ないかと思いますので慎重審議の方よろしく願います。
島田代理	はい。担当委員からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ありますか。
伊藤委員	全体通して質問なんですけれど、備考で対価だけになっているのは、3条案件だから反当価格は書かないということですか。
武田主事	基本的には出してないんですけど、聞かれれば反当は答えられます。
伊藤委員	やはり反当価格が目安となりますので、いま自分で割ってはいるんですけど。
武田主事	そしたらですね。こちらの3件、説明終わった後にそれぞれ反当価格は私の方から説明させていただきます。
島田代理	はい。他ありませんか。
各委員	(なし)
島田代理	はい。それでは、単価の方はそれぞれ説明終わってから事務局から説明あるということで、こちらに関しては他になければ決定いたします。よろしいでしょうか。はい。決定いたします。
島田代理	番号3番。
武田主事	3番です。こちらと同じく所有権移転です。譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が36,821㎡。借主の経営状況につきましては265,744㎡を耕作してまして、労力総数が5名となっております。対価につきましては、3,728,400円で、申請理由といたしましては該当農地処分のため譲受人に売却したいということになっております。以上です。
島田代理	はい。担当藤田委員。
藤田委員	はい。こちらの〇〇さんでございしますが、住所のとおり〇〇市に住んでおります。土地だけあって、先ほどの〇〇さんと同じで委託の牧草という形でございました。僕のところ話しに来た時は、本当タダでもいいからということで、イヤイヤそういうことにはならないよ。ということになりまして、それだったら〇〇さんが僕、買うわということで、トントントンと話しがまとまりましてこのような形になりました。〇〇さんですが、息子さんも一緒に農家をやっております、今後のことも問題ないだろうということで慎重審議お願いいたします。
島田代理	はい。担当委員からの説明ありました。何かご質問、ご意見ありますか。
各委員	(なし)
島田代理	はい。なければこの件は決定いたします。で、すみません。先ほどの事務局案件。単価の説明

	をお願いいたします。
武田主事	まず1番、〇〇さんのところなんですけれど、こちら全て畑になっておりまして、反当価格200,000円と聞いております。続きまして、2番、〇〇さんのところにつきましては、地番図5ページご覧いただきたいと思うんですが、離れ地で〇〇という沢のところには1筆あるんですけど、ここが国営の受益外のところになってます。で、左側にある〇〇川を挟んでこの細長い部分は国営受益地内で、それぞれ単価が違います。国営受益地内におきまして田で120,000円、畑で60,000円。沢の受益地外の田につきましては60,000円ということで聞いております。
島田代理	はい。続いて3番。
武田主事	最後、3番につきましても、先ほどの〇〇さんの農地と〇〇さんを挟んで隣りになりますから、価格としては田で120,000円。先ほどと同じ金額と聞いております。
島田代理	はい。ありがとうございました。以上、3件ありましたけれど全体を通して何かご意見、ご質問等ないですか。
各委員	(なし)
島田代理	はい。無ければ次にいきます。

【議案】農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について

島田代理	続きまして日程第7議案第3号、農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について事務局より説明をお願いします。
武田主事	はい。それでは、農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取についてご説明させていただきます。番号1番となりますが、みなさんには別添で資料を用意していただきたいと思えます。右上に議案第3号資料と書かれたものがあります。農地転用許可申請に係る審査表といったタイトルのものです。まずはですね。土地の所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が310㎡でこちら民有地となっております。転用の目的と計画の内容につきましては、こちら一般住宅の建設を行いたいということになっております。内容につきましては、住宅1棟と雪捨場、駐車場等の建設というものになっています。この該当の地番につきましては、農振農用地区域外でございまして、〇〇の方面になりますので都市計画区域からも外れている場所となっております。土地所有者につきましては、〇〇が所有しているような形になってまして、転用者につきましては住宅を建てる意向があります〇〇さんという方になります。この土地を買って〇〇さんがご自身の住宅を建てるというような内容となっております。審査の内容につきましては、別添資料をご覧いただきたいと思えます。全てご説明はしないんですけど、今回ですね。この地番図等を見てもらえれば分かると思うんですが、今回この〇〇、こちら元々登記地目、山林の土地に一部転作田が掛かってまして、この転作田が〇〇さんの耕作されている部分になるんですけど、その小麦を植えている一部が山林に掛かっておりまして、その部分で掛かっている部分だけを今回転用するものとなっております。隣地に掛かっていたはみ出した部分については、〇〇さんもお話しをさせていただいて、そのはみ出した部分の耕作は諦めますということで、きちんと土地の境界についての話しも済んでいると聞いております。最後に農地の転用に関わる農地区分の判定なんですけど、図面で見分ける通り、南側が〇〇川、北側については急斜面で山林というような状況となっております。さらに東側の入り口につきましても3メートルほど高低差があるというこ

	とで、まわりの周辺の農地とは分断されていまして、一体的な利用は困難であると判定した結果、こちらの農地につきましては第2種農地と分類判定しまして、転用のハードルとしては低めな部分になる判定をさせていただきました。今回の総会のこの場で、この農地区分の判定及び一般基準、転用につきましては総会内で決定をして許可を出せるものではなくて、この審議した内容を来月、北海道農業会議の常設審議会という上の組織に意見聴取ということで、この内容をあげさせていただきます。その常設審議会にて、許可相当であるという意見をいただいた場合に限り、会長専決、うちの農業委員会会長に専決いただいて許可決定というものになります。農地区分と一般的な基準、転用基準の方、ご審議いただきたいと思っております。常設審議会につきましては、来月の7月25日に開催予定です。そちらに向けて、意見聴取を進めていきたいという形になります。以上になります。
島田代理	はい。担当、大柿委員。
大柿委員	なかなか無いケースなんですけど、元々は〇〇さんという方がこの地主でありまして、山もこの土地も〇〇さん所有でありました。自分の土地で自作をしていて、結果的にはこういう入り込んだ田んぼになってしまって、それから〇〇さんが農家を辞めるにあたって、〇〇さんに公社案件で売って、最終的には〇〇さんから今の〇〇さんの方へ渡ったという。〇〇さんにおいても、〇〇さんにおいても、現行の形で田んぼを作っていただけでありまして、悪意を持って増やしたということではございません。〇〇さんにおいても、自分の山林をちょっとずつ作って入り込んでいったと、悪意を持って増やしたいということではなかったと思っておりますが、結果的にはこういう形で土地が増えてしまったというような案件であります。今現在の〇〇さんにおいては、現行で作っていたんですけど、昨年入り込んでいてということで、急遽耕作をやめてもらいました。あとは事務局の方で説明のあったとおりでございます。慎重審議のほどよろしく願います。
島田代理	はい。只今、担当委員より説明ありましたが、この件に関しまして皆さまから何かご質問、ご意見ありますか。
各委員	(なし)
島田代理	よろしいですか。無ければ北海道農業会議常設審議委員会に意見聴取し、意見が許可相当と一致した場合に限り、会長専決により許可決定します。よろしく願います。

【議案】 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

島田代理	続きまして日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。今回、所有権移転が2件。利用権設定新規案件が10件となっております。それでは番号11番です。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか11筆。総面積が19,578.12㎡。売買となっております。所有権移転日が本日。対価の支払い期限につきましては7月31日までとなっております。売買価格につきましては、2,647,000円。反当価格については、田で150,000円、畑で75,000円となっております。以上です。
島田代理	はい。ありがとうございました。担当、藤田委員。
藤田委員	はい。只今、事務局から話しのあったとおりでございます。この土地なんですけど、ダム直下の場所でございます。今回の国営にも絡んでいない土地であります。長年、転作で水はたまら

	ないだろうということで、畑の扱いなんですがあっせんのにのせたいということで、最低の田150,000円という形で、畑の方は75,000円と双方納得していただきまして今回の所有権移転の方にのせたいと思います。〇〇さんですが、先ほどと同じですが一生懸命やっているところでございます。安心だと思っておりますので、慎重審議の方よろしくお願ひいたします。
島田代理	只今、担当委員から説明がありました。何かご質問・ご意見ございますか。
各委員	(なし)
島田代理	無いようですので決定いたします。
島田代理	続きまして番号12。
武田主事	会議規則・・・。
島田代理	う、違った？すみません。会議規則15条により〇〇委員の退席を求めます。失礼しました。
武田主事	12番です。所有権移転を受ける者〇〇一さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が7,301㎡。こちら売買になりまして所有権移転日が本日。対価の支払い期限が7月31日までとなっております。売買価格につきましては2,805,600円。反当価格については、田で420,000円となっております。以上です。
島田代理	はい。担当私です。
島田代理	こちら図面を見て分かる通り、この4筆なんですけど元々、〇〇君が所有する田んぼに隣接しておりまして、国営工事が終わりました元々〇〇さんの農地でありました。こちらが一時指定ということで、〇〇さんが使用しているところであります。こちらに関しまして、双方の利便性を考えまして、また換地前ということでの売買の運びとなった訳です。反当価格ですが、一般的な価格は450,000円ということなんですけれども、見ての通り三角地ということで話し合いにより420,000円という反当価格にしてもらいました。〇〇君に関しまして、みなさんご存知のとおりで何の不安もない状態ですので慎重審議のほどよろしくお願ひします。
島田代理	只今、担当委員の説明終わりました。みなさまから何かご意見、ご質問ございますか。
各委員	(なし)
島田代理	よろしいですか。それでは決定いたします。
島田代理	はい。続きまして番号13。
武田主事	続きまして、利用権設定の新規案件となります。13番。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が1,697㎡。こちら貸借権の設定賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、6月30日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃借料につきましては23,700円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の10ページをご覧ください。こちら、今回の〇〇の下に〇〇の〇〇の田があるんですが三角形の、こちら現在同じように〇〇が〇〇さんから賃貸しておりまして水稲の方作っております。こちらの〇〇につきましては、元々ハウスがあって転作田があった部分につきまして、〇〇さんの方で昨年撤去されて、その後畦を作って〇〇さんが水稲を作るとのことで、賃貸を結ぶということで聞いております。賃貸期間と反当価格につきましては、この〇〇の部分に合わせております。以上です。
島田代理	はい。担当安藤委員。
安藤委員	はい。事務局から説明あったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、規模も大きく順調に成長を遂げている立派な農家でございます。これからも頑張ってもらわないといけないと

	<p>思っております。何ら問題はないと思います。〇〇さんにおかれましては、今回〇〇というところにハウスが立っておりましたが、2棟壊されて、この隣りにある〇〇だけを自家野菜でやっていきたいということでございました。何ら問題はないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
島田代理	<p>只今、担当委員による説明終わりました。何かご意見、ご質問ありますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
島田代理	<p>はい。無ければ決定いたします。</p>
島田代理	<p>はい。続きまして番号14。</p>
武田主事	<p>14番です。こちらから国営の案件となっていきます。利用権設定を受ける者、同じく〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が14,282㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、6月30日から令和13年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は6,700円。反当価格は14,000円となっております。こちらは令和元年の国営工事の箇所があります。地番図の12ページ、13ページをご覧ください。〇〇さんのお家の裏の部分になるんですけど、裏の田んぼについては〇〇さんが耕作されていらっしゃるんですが、今回国営工事によってですね。この右隣にある〇〇さんの作っていらっしゃる田んぼが、少し〇〇さんの土地の一部、右にずれたことによって一部かかってしまったことにより今回賃貸といった案件となります。水張の方は、農業委員会の実測の方で480㎡という形になりましたので、その水張面積で今回賃貸ということにさせていただいております。以上です。</p>
島田代理	<p>はい。ありがとうございます。担当、私です。</p>
島田代理	<p>とりあえず事務局から説明のあったとおりなんですが、図面を見たとおりで、令和元年度工事のもので手続きが遅れてしまったものです。今回、はっきりさせましょうということで、この細長く入った部分に対しての賃貸を新たに設けるということであります。〇〇さんに関しましては、先ほど説明のあったとおり経営も安定しており何ら問題ないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
島田代理	<p>担当委員から説明ありました。何かご質問ご意見ありますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
島田代理	<p>はい。無ければ決定いたします。</p>
島田代理	<p>続きまして番号15。</p>
武田主事	<p>はい。15番です。続いて令和3年の工事案件となります。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,749㎡。こちら貸借権の設定賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、6月30日から令和10年11月30日までの7年間。賃貸料については289,000円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の15ページ、16ページをご覧ください。昨年の国営工事があった鷹栖東神楽線沿いにある農地となっております。先ほど解約でも申し上げたとおり借りる地番が増えたために、一度解約し新規で賃貸するという案件となっております。以上です。</p>
島田代理	<p>はい。担当、安藤委員。</p>
安藤委員	<p>事務局の説明があったとおりでございます。国営の基盤整備により増えたため、新たに賃貸を</p>

	する案件となります。〇〇君におかれましては、〇〇の〇〇さんのお子さんであり、これからも頑張ってもらわなければいけない存在でございます。担い手として期待もしております。特段問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
島田代理	担当委員から説明ありました。何かご質問ご意見ありますか。
各委員	(ありませんとの声)
島田代理	はい。無ければ決定いたします。
島田代理	続きまして番号16。
武田主事	利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,246㎡。貸借権の設定賃貸借となっております。利用権の設定の始期においては、6月30日から令和10年11月30日までの7年間。賃貸料につきましては264,100円。反当価格は14,000円となっております。こちらは地番図18ページ、19ページをご覧ください。こちらについても昨年の国営工事があった箇所、新規で賃貸ということになるんですけど、以前の従来の契約においては、昨年の11月で賃貸終了しておりますので解約はありませんでした。以上です。
島田代理	はい。担当、安藤委員。
安藤委員	〇〇さんなのですが、元々アスパラを作っておられましたが、基盤整備によって1枚にしてしまうということで、今回の案件となったものです。特段問題はないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
島田代理	はい。担当委員より説明ありました。何かご質問ご意見ございますか。
各委員	(なし)
島田代理	はい。では決定いたします。
島田代理	続きまして番号17。
武田主事	はい17番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積が28,432㎡。貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、6月30日から令和10年11月30日までの7年間となっております。賃貸料は341,000円。反当価格は14,000円となっております。こちらについては地番図の20ページをご覧くださいと思います。こちら昨年の国営工事が入った箇所になるんですけど、ちょうどこの黒く囲った間に高規格道路入っております。高規格道路を挟んで、図面でいうと上側の方が昨年国営工事の入っているところで、この下側の細長い部分については、今年国営工事を予定している箇所になっております。従来の賃貸契約につきましては、昨年の11月で切れてしまったため、今年賃貸契約を新規で結び直しまして、今年入る国営工事の部分については、来年契約変更ということで整理をさせていただきたいといった案件となっております。以上です。
島田代理	はい。担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。国営が入り、9,870㎡の1枚の田んぼとなります。今年工事の入る予定のところ、四角で囲ってある部分です。〇〇君におきましては、先ほども説明したので省かせてもらいます。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
島田代理	はい。担当委員より説明ありました。何かご質問ご意見ありますか。

各委員	(なし)
島田代理	はい。無ければ決定いたします。
島田代理	続きまして、番号18、19ですが関連ありますので、事務局より一括説明後、担当委員より説明願います。それでは、事務局よろしく願います。
武田主事	それでは18、19と説明させていただきます。まず18番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が22,383.58㎡。貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月30日から令和6年11月30日まで。賃貸料は153,000円。反当価格は14,000円となっております。続きまして19番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が22,451.37㎡。貸借権の設定賃貸借となつてまして利用権の設定の始期が、6月30日から令和6年11月30日までとなっております。賃貸料が137,000円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の24ページをご覧いただきたいと思います。元々、それぞれ〇〇と〇〇さん、名前が入っているところで、〇〇さんの土地を〇〇が借りて耕作しておりまして、〇〇さんの土地を〇〇さんが借りて耕作されていたところを国営の工事が入ったことで、それぞれ横長の上下に分かれる形になりました。そこで、〇〇さんと〇〇がそれぞれ〇〇と〇〇さんに、クロスで借りるようなイメージの賃貸となっております。今回は、〇〇さんの部分につきまして、黒く囲っている部分が〇〇さんの農地が底地の部分になるのでこの部分を図測した面積を〇〇さんが借りることになります。次に、地番図の27ページにおいて〇〇さんの持っている土地を〇〇さんが借りる。そのような案件となっております。以上です。
島田代理	はい。ありがとうございました。担当、安藤委員。
安藤委員	いま事務局から説明のあったとおりでございます。国営が入る際の設計の段階で、本来〇〇が作っているところ、〇〇さんが所有者なので四角い田にしてしまう。1枚田。そしてもう1つ、〇〇さんが作られているところを〇〇さんが所有されているので1枚にと計画されていたんですが、どうも作りづらいということで、特に〇〇さんの方でこれはどうにかならないかということで、土地の所有者である〇〇さん、〇〇さんの方へご連絡させていただきました。現状の作付が横長の2枚ということで、4者合意でこのような形を取らせていただきました。先ほどの説明にもあったとおり、上側を〇〇さんが下側を〇〇が作ることになり、新たに賃貸契約を結ぶことになりました。〇〇さんにおかれましては、これからも頑張ってください存在でありまして何ら問題ないかと思いますが慎重な審議をよろしく願います。
島田代理	はい。担当委員の説明終わりました。この件に関しまして、何かご意見ご質問ありますか。
伊藤委員	ちょっとよろしいですか。股聞きでごめんなさい。〇〇さんが借りていた方の〇〇さんが、確か売買の話もされていたと思うんですけど、この場合の片方が売らない、今度〇〇さんが売りたいとなった場合、あっせんに問題はないのかなど。
武田主事	事務局もその話しは、去年から伺ってはおりまして、あの以前〇〇さんのところで国営工事があった時の売買の話しを決めたと思うんですけど、今回〇〇さんが持っている農地について、事業地目が田であるところが〇〇という地番、〇〇という地番が畑で事業申請をしています。〇〇という地目においては事業申請宅地を出しておりますので、この宅地部分につきましては水の底に沈んでいますが、農地として売買することはできません。〇〇についてはそのまま持っていて

	<p>もらうということになります。あっせんで出すとしても、〇〇を畑として、〇〇を田としてこの2筆だけ、売買をする形になるのかなと思います。水張りの根拠については、工事する前の形で売買を行うと決めましたので、27ページにあるような〇〇さんが作られている耕地図番号〇〇～〇〇の面積で売買をするよという形になります。もし仮にですけど、ここを〇〇さんが買ったとした場合。今決める賃貸契約は1度解約になりますので、〇〇さんが地主となり〇〇が〇〇さんから土地を借りるということになるかなと思っております。</p>
島田代理	<p>以上で説明よろしいですか。</p>
武田主事	<p>はい。</p>
伊藤委員	<p>すみません。今の話しでいうと、いま〇〇が借りている〇〇さんのところ、〇〇さんは買えないんですか。</p>
武田主事	<p>あくまで売買は、地番で売買をするしかないので、ここをそれぞれ〇〇と〇〇さんで分けて売買ということはできません。</p>
伊藤委員	<p>そうなんですよ。はい。</p>
島田代理	<p>伊藤委員いいでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>はい。</p>
島田代理	<p>あとは最終的には換地処分ということになると思います。よろしいでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>はい。分かりました。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
島田代理	<p>それでは決定いたします。</p>
島田代理	<p>こちら続きまして番号20、21も関連しておりますが、会議規則15条により〇〇委員の退席を求めます。</p>
島田代理	<p>はい。それでは、番号20、21につきまして事務局より一括で説明をお願いします。</p>
武田主事	<p>はい。20番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が14,277㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月30日から令和6年11月30日までの3年間。賃貸料は149,000円。反当価格は14,000円となっております。21番です。同じく利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が19,970㎡。貸借権の設定賃貸借となっております。利用権設定の始期においては、6月30日から令和6年11月30日までの3年間です。賃貸料は138,500円。反当価格は14,000円となっております。こちら先ほどと同様の案件となっております。それぞれ反当価格と賃貸期間については、4契約とも全て合わせておりますので問題ないかと思います。よろしく申し上げます。以上です。</p>
島田代理	<p>担当、私です。</p>
島田代理	<p>こちら事務局から説明のあったとおり、先ほどの〇〇委員から説明のあったとおりなので、私から特に追加で説明することはございません。〇〇委員に関しましても、皆さまの知っているとおりで安定して経営されております。何の心配もないと思います。慎重審議よろしく申し上げます。</p>
島田代理	<p>以上、担当委員より説明終わりました。何かご質問ご意見ございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>

島田代理	はい。それでは決定いたします。
島田代理	続きまして番号22。
武田主事	最後になります。22番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が45,864㎡。貸借権の設定賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、6月30日から令和9年11月30日までの6年間です。賃貸料につきましては580,000円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の35、6、7ページをご覧くださいと思います。こちら昨年、国営工事があった農地となります。35ページにあるんですけど、一部離れたところに工事と関係のない賃貸もあるんですけど、今回ももとの既存契約に国営工事入っているところと、入っていないところ全部含めて賃貸されていらっしゃると思いますので、先ほど解約の件があったと思うんですけど、解約したことによって関係のないところも解約されてしまったので、いま一度国営工事が入ったところは改めて、入っていないところについては継続で賃貸という形になっている案件となっております。以上です。
島田代理	担当、安藤委員。
安藤委員	はい。事務局の方から説明のあったとおりでございます。離れたところにポツンとある2枚ですけれども、もともと〇〇君が作っておりまして、国営工事に巻き込まれた形で解約せざる得なくなったものです。〇〇君においては、〇〇の方でしっかりと農業をされており何ら問題ないかと思いますが、慎重な審議をよろしくお願いいたします。
島田代理	はい。只今、担当委員より説明終わりました。何かご質問ご意見ありますか。
各委員	(ありませんとの声)
島田代理	ないようであれば決定いたします。ただ、すみません。こちらで1度、議案を中断させていただきます。16時05分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。伊藤委員は、私用のため退席となります。
伊藤委員	すみません。よろしくお願いいたします。

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

島田代理	それでは日程9議案第5号。農地の現況証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。
武田主事	それでは現況証明願いについてご説明いたします。今月は2件となっております。番号4番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」。面積が670㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが20年以上前より宅地として利用となっております。所有者は〇〇さん。申請人は〇〇の〇〇さんです。早速、6月9日に会長、代理、伴野農地部長、中央9区の地区担当であります野々瀬委員及び事務局で現地確認を実施しました。実際に宅地として利用されており、耕作不可能であると判断しました。地番図におきましては、40、41ページにのっております。
島田代理	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	はい。只今、事務局の説明があったとおりでございます。本家より分家される際に建てられまして、20年以上は宅地として使用されています。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
島田代理	はい。只今、担当委員より説明終わりました。何かご質問ご意見ありますか。
安藤委員	何か利用予定が決まっているんですか。何かするから現況証明とか・・・。

武田主事	今回、3条売買で農地を売られたときに、説明していなかったんですが、地番図41ページの白枠で囲ってあるところの左側に〇〇という地番があるかと思うんですけど、こちら元々この〇〇と一体になってまして、この春先に分筆をかけた状態になっています。裏は実際に畑として使ってたんですけど、今回売買するにあたって分筆をかけまして、宅地から切り離れた経緯があるんですけど、その時にこの宅地部分、登記地目が農地のままになっているのが分かったので、今回3条の申請とともに現況証明できちんと宅地として利用しましょうというところになっています。そのように聞いております。
安藤委員	分かりました。
島田代理	ほか何かありませんか。
各委員	(なし)
島田代理	無ければ決定します。
島田代理	続きまして番号5番。
武田主事	番号5番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」。面積が9.26㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況としましては時期不詳だが20年以上前より原野の様相を呈しているとなっております。所有者は〇〇さん。申請人は〇〇さんです。こちらと同じ日に、会長、代理、伴野農地部長、藤田委員、事務局で現地確認を行いまして実際には山林にすぐ接している原野、雑種地のような地目になっており、耕作は不可能であると判定いたしました。地番図、航空写真につきましては42、43ページにのっております。以上です。
島田代理	担当、藤田委員。
藤田委員	只今、事務局より説明あったとおりでございます。下に流れているのが〇〇川でございまして、〇〇川改修の時にこの部分だけ分断されてしまっていて残っていたと、実際に見てみると森のような状態になってまして、とてもではないけど使えないということでございます。慎重審議の方、よろしく願いいたします。
島田代理	はい。只今、担当委員の説明がありました。この件に関しまして何かご意見ご質問ありますか。
各委員	(なし)
島田代理	無ければ決定します。

【議案】農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について

島田代理	続きまして日程第10。議案第6号農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について事務局より説明お願いいたします。
宮原係長	はい。こちらにつきましては、別紙の様式2、右上の方に議案第6号と書いてある資料の方。別綴じになっているものをご覧ください。ございましたでしょうか。ごめんなさい。本日、机上配布させていただいたものです。まず1ページ目です。こちら、農業委員会活動の点検・評価結果及び活動計画の策定ということで、農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、昨年6月総会にて農業委員会としての活動計画を作り提案させていただいておりました。そちらの計画の点検・評価結果のご提案となります。1ページ目につきましては、計画作成時の農業センサスの数字を使っているため計画時との変更はございません。続きまして2ページご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化、こちらの数値につきましては北海道農業会議の方から数値指定させていただいておまして、そちらによるものでございます。現時点において、東神楽町においては

	<p>目標の方に到達しているということになっておりまして、現状維持として設定、評価の方はしております。課題の方は、そちらにも書いてありますが、今後農業者が減少してそれに伴って遊休農地化、放棄地が懸念される場所はあるんですが、計画通り今回は行えたという風に思っております。続きまして3ページご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということですが、残念ながら令和3年度目標には至っておりませんが、4月総会でも提案させていただいたとおりですね。今年度も同様の目標を掲げまして活動をしていきたいと思っています。4ページの方ご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。みなさんご承知のとおり、国営の方で解消予定の案件であります。課題については引き続き懸念されます。活動については、適正に3年度行ってきたと思いますので、そのとおりこちら評価のほう反映させていただいております。2番はそのまま国営が入るまで残る。3番目につきましては、昨年度の農地パトロールの状況になっております。5ページご覧ください。違反転用の適正な対応ということです。こちらにつきましては長年、現在も解消には至っておりませんが、今後も引き続き解決に向けて取り組んでいきたいということと、今後は同じような事例が発生しないように留意していかなければならないのかと思っております。6ページ以降、記載の内容につきましては昨年度の事務処理案件の数字になっておりますので、こちらは書いてあるとおりですのでご確認くださいと思います。以上、記載内容のとおりになります。ご提案の方させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
島田代理	<p>それでは、事務局の方から提案ありましたが、これに関してみなさんからご意見ご質問等ないでしょうか。</p>
島田代理	<p>1つ、聞きたいんですけど、これ新規ないということなんだけど3年度は新規ないということだよ。2年度、元年度はどんな感じになってます？今、分かりますか。</p>
宮原係長	<p>2年、元年度も新規はないです。</p>
島田代理	<p>うーん。ちょっと質問なんですけど、〇〇さんというのは新規という形にはならなかったのかな。〇〇の元〇〇。それはどういう扱いになってるんだろう。</p>
大柿委員	<p>新規就農の扱いではない。</p>
島田代理	<p>まだ修行中の身？</p>
大柿委員	<p>本人が自分でやって農作業はやってるんだけど。</p>
島田代理	<p>そうだよ。農地も持ってるよね。誰かに属してる？</p>
大柿委員	<p>〇〇さんに属してる。</p>
島田代理	<p>なら新規という形にはならないか。</p>
大柿委員	<p>自分で土地を借りてやってるのではなくて、あくまでも〇〇さんの中の構成員のような形。</p>
島田代理	<p>一部か。了解。それともう1つ、あの〇〇地区でね。元〇〇の〇〇さんなんですけど、実はおそらく前ちゃん分かると思うんだけど組合員だよ。</p>
前田委員	<p>組合員。</p>
島田代理	<p>総代会来てたしピーマンの部会員なんだよね。この人は新規だと思うんだけどね。部会員であり組合員であるから。多分、新規扱いにして良いんじゃないかな？組合員になっているってことは、おそらく振興助成とかも受けられる形になってるから、それは新規の扱いであげて良いんじゃないかと僕は思います。どうですか。いいよね。</p>
大柿委員	<p>認定農業者かは分からない。</p>

島田代理	分からないけど。新規で良いかと思うんだけどな。
大柿委員	新規っていうのは、自分でやりたいって手をあげていったの行政からの就農へ向けた手立を受けていけていく、そういうのが新規だと思うんだよね。だから、役場へ来て農業を始めたい、何らかの支援はないかという流れがあつての営農ということになるのかな。だから農家のようなことをやりましたからということで、新規としてあげるとおかしなことになるのかなと思う。東神楽の新規の捉え方が・・・。
島田代理	そうだよな。そっか。それどういう風な扱いなのかな。
武田主事	今回、例えば〇〇君は新規だと思うんです。
島田代理	それは間違いないね。
武田代理	例えば農地をおじいさんから承継を受けて取得をして、農地面積、認定農業者にもなります。そういったものがこの文言に入ってくるのかなというところになりますね。〇〇さんも新しく農地を新しく取得したとか、そういう感じでもありませんし、認定農業者でもないかと思いたすので、ここには入ってこないのかなと思います。
島田代理	見解がはっきりしているのであれば、どういう形で新規で扱うのか扱わないのか分ければ、僕はそれいいですけど。
宮原主査	そのあたりは、産業振興課とも足並みをそろえてと思います。
伴野委員	いまあがっていたのを新規にしたら、補助金だとかの絡みや新規就農をしたらお金をもらえるなんかもあるから。
大柿委員	元々サラリーマンだったとか、そこに営農を求めて国の補助的なものを受たりという手を上げられる状況下が新規にあたるのかな。だから、親から譲り受けた土地で耕作する人も新規とするとうどうなのかなと。
島田代理	今、僕も非常に考えながら聞いてたんですけど、結局いまある担い手の関係、親から経営移譲を受けたものと似てる部分はありますよね。土地の関係なんかはね。いや分かりました。そういう見解をいただければ良いです。すみません。私、話しまして。他になにかありませんか。
各委員	(なし)
島田代理	よろしければ、この原案通り道の方に報告します。

【その他】

島田代理	それでは、こちらの方の議案が終わりました。引き続きまして、日程第11ですね。こちら事務局の方に振りまして、別紙の方で行います。そういう形でいいですか。ちょっとお待ち下さい。事務局よりお願いします。
事務局	①7月総会の日程について ②道内旅行の決算報告等について ③道外研修日程について(11月20日～23日) ④意見書の提出について(農振部会より)
島田代理	それでは、その他みなさまから、若しくは事務局から言い忘れたことなどないでしょうか。
各委員	(なし)
事務局	(なし)
島田代理	無ければ今回の総会を閉めさせていただきます。本日は、長い間の総会ありがとうございました。

た。私、司会進行を初めてやりまして、無茶苦茶面倒くさいというのが分かったんですけど、会長よくやってるなど、そして今日は議案が多く何だかなと思って、あの大変だったなとつくづく感じております。本当に今日は、みなさんの協力があつて何とか終わりましたけれど、これからも色々大変な議題があがってきますので、その節はどうぞご協力お願いしたい。それと、7月に入って暑い日が続いています。皆さん、農作業大変でしょうが体調管理には十分注意なされて、次回幹事長いないんですけど、飲み会あるんですかね。やってもらいたいなということをちょっと要望として議事録残してもらっておきながら、落ち着いてきたのでやりたいなというところもありますのでどうぞよろしく願いいたします。みなさん、身体に十分注意をしてお過ごし下さい。簡単ではございますけど、ご挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。